

令和4年度 川越市 事業者用太陽光発電システム設置事業補助金 申請の手引き

川越市では、地球温暖化を防止するため、令和4年8月1日以降に工事へ着工等し、自ら所有する市内の事業所に太陽光発電システムを設置される事業者を対象に、先着順にて補助金を交付します。

※本事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施しているため、国や県等が実施するほかの補助金等との併用はできませんのでご注意ください。

申請受付期間／交付対象者決定方法

令和4年8月1日（月）午前8時30分から

令和4年12月23日（金）午後17時15分（必着）

※受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付することはできかねますのでご承知おき下さい。

※予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間であっても受付を終了します。

補助対象設備／補助金額

(1) 補助対象設備

太陽光発電システム（最大出力5kW以上）

※余剰電力を送電するため電力会社と連系しているものに限る。

※中古品、リース品不可。

(2) 補助金額 1kWあたり3万円（上限20kW：60万円）

※補助金額は、補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）又は上記補助金額のいずれか低い額となります。

補助の対象者

(1) 次の要件を全て満たす事業者。

- ・ 市内に事業所を有すること。
- ・ 市から課税された税金全てにおいて、滞納がないこと。
- ・ 宗教活動又は政治活動を主たる事業の目的としていないこと。
- ・ 太陽光発電システムを設置する建築物及び敷地に法令違反がないこと。

(2) 川越市事業者用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第2条第2項の規定に該当しないもの

《注意》

○補助対象設備で発電した電力を自らの事業所で事業用に使用するものに限ります。売電目的の設備は対象となりません。

○事業所と住宅が一体である場合は、事業用と個人用で使用する電力が明確に分かれていることを配線図等で示すことができるものは対象となります。明確に分けることができない場合は、川越市再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金を申請してください。

○契約書や領収書などの各種添付書類の名義は、事業者名義である必要があります。

1 補助要件について

- ・ 工事に着手する前に申請し、交付決定を受けること
- ・ 令和5年2月28日（火）午後5時15分までに、工事を完了し、実績報告書及び必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態で提出できること
- ・ 設置前に使用されていないもの（中古品は補助対象外）
- ・ 補助対象設備の所有権を申請をする事業者が有するもの（第三者所有による設置形態のもの又はリースによるものは補助対象外）
- ・ 電力会社の電力系統に連系するもの
- ・ 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結することができるもの

（全量売電は対象外）

- ・ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が **5 kW以上** のもの

※公称最大出力に小数点以下がある場合には、これを切り捨てます。

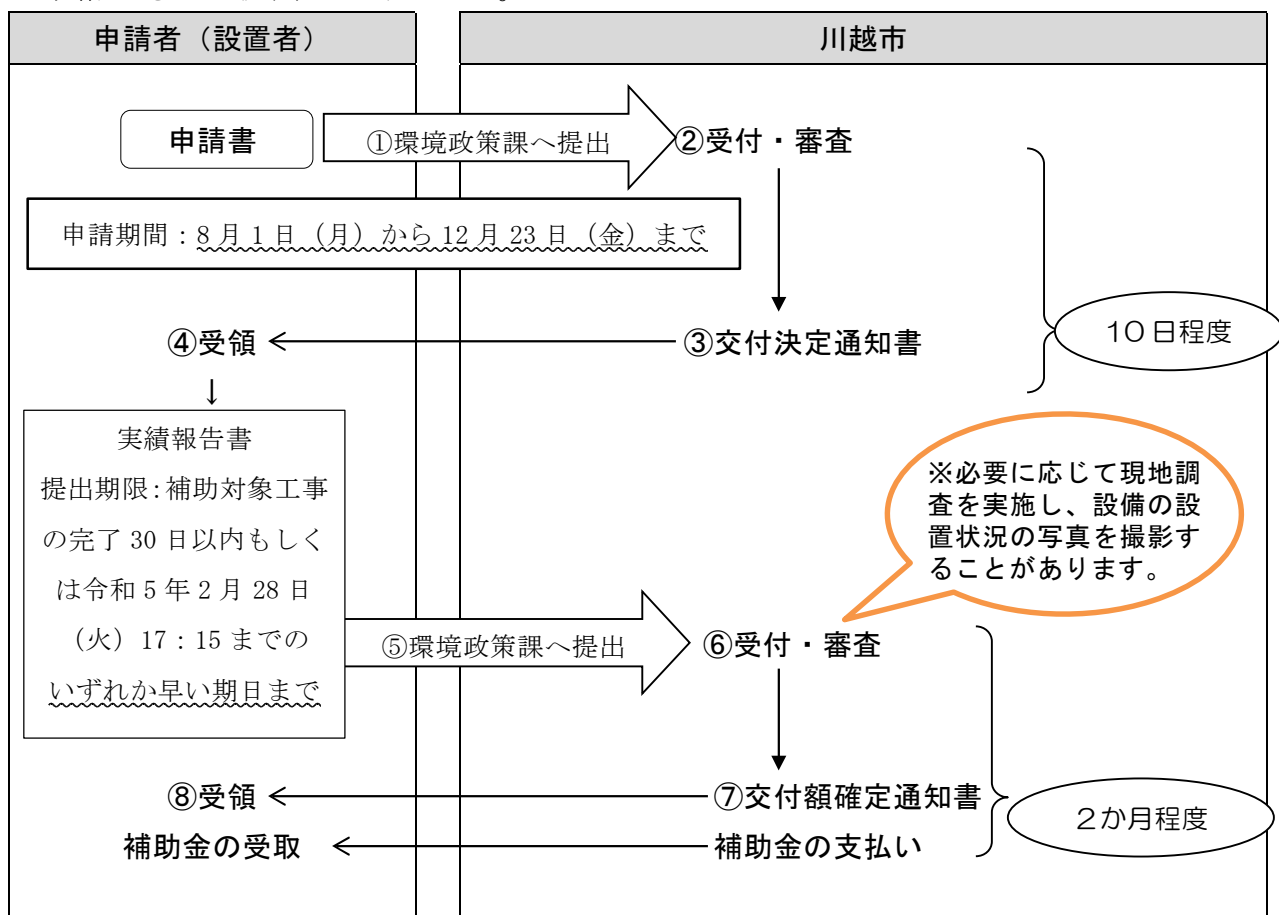
<例> 4.9 kWの場合 → 4.0 kW（補助対象外）

- ・ 災害時等において、市の協力要請により、補助対象設備で発電した電力の無償提供に協力することができるもの

2 申請の流れについて

申請者は、交付決定を受けてから補助対象設備の工事に着手しなければなりません。

交付決定にかかる期間は、不備の無い申請書が提出されてから10日程度です。期日に余裕をもって提出してください。



3 書類の記入・提出上の注意

- ◆ 書類の記載には、黒または青のボールペンを使用してください。**消せるボールペンの使用は認められません。**
- ◆ 申請書及び実績報告書を訂正する場合は、二重取り消し線を引いて訂正してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。
- ◆ 申請書及び実績報告書の提出は、市役所環境政策課（本庁舎5階）へ直接持参していただくか、郵送によりご提出をお願いします。郵送にて申請書をご提出される方は、**簡易書留又はレターパックプラス**により郵送して下さい。
- ◆ 郵送により提出を受けた申請書は、申請書を市が受け取った日に提出された申請の最後に受理したものとします。
- ◆ 一度ご提出いただいた書類はお返しできません。

4 交付申請について

◆ 受付期間

令和4年8月1日（月）午前8時30分から

令和4年12月23日（金）午後5時15分まで（必着）

※受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付することはできかねますのでご承知おき下さい。

※受付期間内に不備のない申請書を受理した順に補助交付対象者とし、補助申請額が予算の範囲を超えた時点で、受付を終了します。

◆ 提出書類

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象設備設置場所の地図
- (3) 補助対象設備の設置等に係る設計図面
- (4) 補助対象経費の内訳が明記されている契約書又は見積書の写し
- (5) 工事着手前の現況写真
- (6) 登記事項証明書（個人事業者の場合は営業届出済証明書等）（発行から3か月以内のものに限る。）
- (7) 納税証明請求書兼証明書（所定の様式によるもの、また、発行から1か月以内のものに限る。）

《納税証明書を取得する方法》

- 所定の様式（納税証明請求書兼証明書）を収税課（市役所本庁舎2階）、各市民センター、川越駅西口連絡所に持参し、証明を受けてください。なお、川越駅西口連絡所での受付時間は平日9時30分～17時15分までとなります。平日17時15分以降及び土曜日は発行できません。
- 納税した日から1か月以内に納税証明書を取得する際には、当該領収書の提示を要する場合がありますので、領収書を持参してください。
- 証明手数料が200円かかります。
- ※詳しくは収税課へお問い合わせください。

5 交付決定

市は、申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた者を対象に、交付決定の通知をします。原則、申請者（設置者）は、交付決定を受けてから補助対象設備の工事に着手してください。

なお、申請を受け付けた場合であっても予算の範囲を超えた等の理由により交付することが出来ない場合は、不交付決定の通知を送付します。

6 実績報告について

◆提出期限（重要）

補助対象工事の完了後30日以内もしくは令和5年2月28日（火）午後5時15分のいずれか早い期日まで

《注意》

令和5年2月28日（火）は最終期限です。補助対象設備の設置が完了した場合は、速やかに提出してください。

実績報告書は、最終期限までに必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態とした上で提出しなければなりません。最終期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消しとなりますので、ご注意ください。

◆提出書類

- 1 実績報告書（様式第6号）
※用紙は交付決定通知とともに申請者（設置者）へ送付します。
- 2 補助対象設備の設置に係る経費の支払いを証する書類（領収書又は支払い証明書の写し）
※（ローン支払等により、領収書が出ない場合、事業者が支払い証明書を発行してください。）
※但し書き等で、補助対象設備の領収金額が確認できるもの。
- 3 補助対象設備の設置状態を示す写真（建物全景、モジュール、パワーコンディショナー）
※設置したモジュールが撮影できない場合は、設置図面を追加して添付すること。
- 4 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を示す書類の写し（「出力対比表」等）
- 5 電力会社との電力受給契約の内容を示す書類の写し（「接続契約のご案内」の写し等）

7 補助金額の確定

市は、実績報告書類の審査及び現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。現地調査では、設備の設置状況を確認するため設置場所の写真を撮影する場合がありますので、予めご了承ください。確定された補助金は、審査等の後、申請者（設置者）が指定した金融機関の口座に振り込まれます。なお、補助金の振込先口座は、原則として申請者した事業者の法人名義のみとなります。

8 申請者（設置者）の義務

申請者（設置者）は、補助金を受領し設置した設備について、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から10年間、適切な管理を継続しなければなりません。やむをえない事情で処分、譲渡等をおこなう場合には、あらかじめ環境政策課へご相談ください。

※令和4年度に交付決定を受けた場合、令和5年度から令和14年度までの10年間は適切な管理を行わなければなりません。

9 災害時における電力供給への協力について

災害時等において、市が必要があると認められる場合は、交付決定者に対し、補助対象設備で発電した電力の無償提供について協力を求めることがあります。

【補助制度に関するお問い合わせ】

川越市 環境部 環境政策課 地球温暖化対策担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-5866

FAX 049-225-9800